

(参考資料)

○ 東京都伝統工芸品の指定制度

下記の要件を備える工芸品について、「東京都伝統工芸品産業振興協議会」の意見を聴いて、東京都知事が東京都伝統工芸品に指定しています。

- ・ 製造工程の主要部分が手工業的であること
- ・ 伝統的な技術又は技法により製造されるものであること
- ・ 伝統的に使用されてきた原材料が主たる原材料として用いられ、製造されるものであること
- ・ 都内において一定の数の者がその製造を行っていること

○ 東京都 伝統工芸品マーク

このマークがついている製品は東京都知事が指定した伝統工芸品です。
都の紋章と伝統工芸品の頭文字の「伝」をあしらいました。



○ 東京都伝統工芸品一覧

	工芸品名	組合所在地	指定年月日※		工芸品名	組合所在地	指定年月日※
1	村山大島紬	武蔵村山市	S57. 12. 24 (S50. 2. 17)	22	江戸切り子	江東区	S60. 7. 15 (H14. 1. 30)
2	東京染小紋	新宿区	S57. 12. 24 (S51. 6. 2)	23	江戸押絵羽子板	台東区	S60. 7. 15
3	本場黄八丈	八丈町	S57. 12. 24 (S52. 10. 14)	24	江戸甲冑	台東区	S61. 7. 18 (H19. 3. 9)
4	江戸木目込人形	台東区	S57. 12. 24 (S53. 2. 6)	25	東京籐工芸	台東区	S61. 7. 18
5	東京銀器	台東区	S57. 12. 24 (S54. 1. 12)	26	江戸刺繍	足立区	S62. 7. 27
6	東京手描友禅	新宿区	S57. 12. 24 (S55. 3. 3)	27	江戸木彫刻	足立区	S63. 7. 29
7	多摩織	八王子市	S57. 12. 24 (S55. 3. 3)	28	東京彫金	杉並区	S63. 7. 29
8	東京くみひも	台東区	S57. 2. 4	29	東京打刃物	板橋区	H1. 7. 26
9	江戸漆器	台東区	S57. 2. 4	30	江戸表具	台東区	H1. 7. 26
10	江戸鼈甲	中央区、台東区	S57. 2. 4 (H27. 6. 18)	31	東京三味線	江戸川区	H2. 8. 9
11	江戸刷毛	墨田区	S57. 2. 4	32	江戸筆	台東区	H2. 8. 9
12	東京仏壇	足立区、中央区	S57. 12. 24	33	東京無地染	新宿区	H3. 8. 15 (H29. 11. 30)
13	江戸つまみ簪	台東区	S57. 12. 24	34	東京琴	江戸川区	H3. 8. 15
14	東京額縁	台東区	S57. 12. 24	35	江戸からかみ	台東区	H4. 8. 20 (H11. 5. 13)
15	江戸象牙	台東区	S58. 3. 10	36	江戸木版画	文京区	H5. 12. 17 (H19. 3. 9)
16	江戸指物	台東区	S58. 8. 1 (H9. 5. 14)	37	東京七宝	台東区	H14. 1. 25
17	江戸簾	台東区	S58. 8. 1	38	東京手植ブラシ	墨田区	H14. 1. 25
18	江戸更紗	新宿区	S58. 12. 27	39	江戸硝子	墨田区	H14. 1. 25 (H26. 11. 26)
19	東京本染ゆかた・てぬぐい	葛飾区	S58. 12. 27	40	江戸手描提灯	荒川区	H19. 12. 19
20	江戸和竿	荒川区	S59. 11. 1 (H3. 5. 20)	41	東京洋傘	台東区	H30. 3. 22
21	江戸衣裳着人形	台東区	S59. 11. 1 (H19. 3. 9)				

※ () 内は国指定年月日